

## 「徳島県地酒愛好会」会則

### (名称)

第1条 この団体の名称は、「徳島県地酒愛好会」とする。

### (事務所所在地)

第2条 本会の事務所は、徳島県徳島市徳島町3丁目46に置く。

### (団体の目的)

第3条 徳島の地酒のすばらしさを徳島県内外、および海外へ発信し、地酒文化の普及に貢献する。

### (活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 徳島の地酒をPRする動画を作成し、YouTubeにより国内外、および海外へ徳島の地酒のすばらしさを伝える。
- (2) 徳島の地酒を飲みながらの婚活イベントを開催し、徳島県の結婚率の上昇に貢献する。
- (3) 種々の団体とコラボし、徳島の地酒のおいしさをアピールする。
- (4) その他、目的達成に必要な活動を行う。

### (構成員)

第5条 この団体の構成員は、団体の目的に賛同し、共に活動する意思のある者を参加の条件とする。

### (役員)

第6条 この団体下に以下の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 会計 若干名

### (役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。任期終了前に時期の役員を選ぶ。

### (代表)

第8条 代表は会を代表し、会の運営に当たる。副代表は代表を支え、代表がいない時には代わりを務める。

### (会費)

第9条 特に徴収しない。

(事業年度)

第10条 この団体の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(会則の変更)

第11条 この会則は、構成員の話し合いにより変更することができる。

(設立年月日)

第12条 この団体の設立年月日は2023年4月1日とする。

(規約施行日)

第13条 この会則は、2023年4月1日から施行する。

(付則)